

最低制限価格の運用基準の改正について (令和6年4月改正)

最低制限価格の運用基準の改正

◇改正の内容

◎最低制限価格の下限である予定価格の7/10を7.5/10に変更する。また、算定式に係る係数を変更する。

※公共工事に係る最低制限価格の運用基準

令和6年4月1日以降、一般競争入札については公告、指名競争入札については指名通知を行う案件から適用する。